

(別紙 1)

金森会 24 時間ケアサービス（サテライト）重要事項説明書

(令和 7 年 1 月 16 日現在)

1.事業所の概要

(1) 事業所の名称等

・本体事業所名	金森会 24 時間ケアサービス	
・サテライト所在地	金森会 24 時間サービスサテライトうと本町	
・開設者名	医療法人社団 金森会	
	理事長 金森 正周	
・開設年月日	平成 26 年 7 月 1 日	
・本体所在地	熊本県宇土市築籠町 139 番地 4	
・サテライト所在地	熊本県宇土市新古路町 2 番地	
・本体電話番号	(0964) 23-5266	FAX (0964) 23-5267
・サテライト電話番号	(0964) 24-5888	FAX (0964) 24-5887
・管理者名	安田 尚樹	
・介護保険指定番号	4391100080 号	

(2) 金森会 24 時間ケアサービス（サテライト）の理念及び運営方針

「誠実で暖かいケアサービスの提供に努め、地域での安心・安全な生活を支援する」

- ・独居高齢者や老夫婦二人世帯が増加しており、住み慣れた地域で“最後まで暮らす”ことが難しくなりつつある状況下において、「24 時間 365 日」の安心かつ安全な訪問介護看護サービスを提供することで、利用者の尊厳を守り、利用者の意思及び人格を尊重しつつ、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めます。
- ・事業所は、地域包括ケアの中核となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において総合的なサービスを受けることができるよう努めます。

(3) 事業所の法令に定める職員体制

	人員	業務内容
管理者	1 名 (常勤兼務)	事業所の従業員及び業務の一元的な管理
オペレーター	提供時間を通じて	利用者家族からの通報の受付、対応。 受付内容に関する相談、助言対応。

	1名以上（常勤兼務）	
計画作成責任者	1名 (常勤兼務)	定期巡回・隨時対応型訪問介護看護計画書の作成交付。サービス提供日時の調整。利用申込に係る調整、サービス管理等
定期巡回委サービスを行う訪問介護員	必要数 (常勤兼務)	居宅サービス計画に基づき、定期的に巡回し訪問介護を行う。
隨時訪問サービスを行う訪問介護員	必要数 (兼務)	ケアコール端末等の非常ボタンからの通報により、オペレーターから要請を受け、随時の訪問を行う。
看護職員	2.5名以上 (常勤兼務)	医師の指示に基づく訪問看護業務
理学療法士等	適当数（常勤兼務）	医師の指示に基づく訪問リハビリ業務
事務員	必要数	事務処理等

(4) 営業日及び営業時間

- ①営業日 : 365日
- ②営業時間 : 24時間
- ③緊急連絡先 : (1) 080-8583-9380
 (2) 0964-23-5266

(5) 通常の事業の実施地域

宇土市全域

(6) 鍵の保管及び紛失時の対処方法

- ①定期巡回・隨時対応型訪問介護看護の提供開始に際しては、隨時対応サービス等の緊急時の対応に支障がないように、利用者又はその家族からの希望により、利用者の居宅の鍵を事業者が使用できることとします。
- ②鍵を事業者が使用するにあたり、利用者又はその家族に対し、事前に文章で説明した上で、その内容に同意する旨の文章に署名を受けることとします。
- ③鍵を紛失した場合は、所管の警察署に届けるとともに、速やかに利用者及びその家族、管理者に連絡をし、必要な措置を講じるものとします。

(7) 相談・要望・苦情などの窓口

事業者は、定期巡回・随時訪問介護看護サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるために、苦情を受け付けるための窓口を設置します。

担当者 安田尚樹 諫山美紀 坂井由紀
ホームページアドレス <http://www.kanamori.or.jp>
市町村 宇土市役所高齢者支援課 0964-22-1111 月～金 8：30～17：15
熊本県国民健康保険団体連合会 096-214-1101 月～金 9：00～17：00

【要望及び苦情の処理方法について】

- ① 利用者及び家族などからの苦情をお受けした時は、まず担当者が苦情の内容をお聞きし、事情（事実）を確認します。
- ② 当事業所の管理者は、苦情内容に応じて必要により検討会議を開催し、改善すべき事項の処理策を作成し、苦情を申し立てた方に説明し同意を得ます。
- ③ 当事業所の管理者は、利用者等からあった苦情事項について、その後のサービス提供の中で真に改善されてないと判断される場合は、利用者等の意向に沿ったサービスの提供がなされるように十分な配慮を行います。
- ④ 苦情内容及び処理経過については記録保持し、又苦情を申し立てた方の同意がある場合には提示を行い、再発防止及びその後のサービス提供に役立てるようにします。
- ⑤ 苦情処理については、他の業務に優先して行うものとします。
- ⑥ 当事業所が行うサービスの提供により、利用者に賠償すべき事項が発生したときは、速やかに賠償します。
- ⑦ 当事業所に対する利用者等からの苦情について、市町村又は国民健康保険団体連合会が行う調査に協力し、改善等の指示を受けた場合は速やかに改善します。

(8) その他サービス利用にあたっての留意事項

- ① サービスを利用するにあたり、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得るものとします。
- ② 利用者に病状の急変が生じた場合または必要な場合は、速やかに主治医に連絡をとりその指示に従うものとします。
- ③ 事業者のサービス従業者は、身分証を常に携行し、初回訪問時及び利用者または家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

2.利用負担額

(1) 利用料金

【料金表・基本料金（1割負担の場合）】

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護（I）】（一体型）

	訪問介護のみの場合	訪問看護付きの場合
要介護 1	5,446 円/月	7,946 円/月
要介護 2	9,720 円/月	12,413 円/月
要介護 3	16,140 円/月	18,948 円/月
要介護 4	20,417 円/月	23,358 円/月
要介護 5	24,692 円/月	28,298 円/月

ただし、通所介護、通所介護リハビリテーション、認知症対応型通所介護を受けている利用者に対して当該訪問介護看護を行った場合は、通所介護等利用した日数に以下の単位を乗じて得た単位数を所定単位数から減算し、算定します。

	訪問介護のみの場合	訪問看護付きの場合
要介護 1	62 円/日	91 円/日
要介護 2	111 円/日	141 円/日
要介護 3	184 円/日	216 円/日
要介護 4	233 円/日	266 円/日
要介護 5	281 円/日	322 円/日

※短期入所生活介護、短期入所療養介護を利用した場合は、基本報酬の1日分相当額に当該月の短期入所系利用日数を乗じて得た単位数を減算

【夜間訪問型】利用時間は午後8時から午前6時までです。

※ 訪問看護、訪問介護の併用も可能です

- 基本サービス費（定額） 989 円/月
 - 定期巡回サービス費（出来高） 372 円/回
 - 随時訪問サービス費（出来高） 567 円/回
 - 随時訪問サービス費（出来高） 764 円/回
- (2人の訪問介護員等により訪問する場合)

【加算】（算定要件に従って請求します）

- (1) 緊急時訪問看護加算（I） 325 円/月
- 緊急時訪問看護加算（II） 315 円/月

※希望される場合は（I）（II）のいずれかを請求します。

(2) · 特別管理加算 (I)	500 円/月
· 特別管理加算 (II)	250 円/月
(3) ターミナルケア加算	2,500 円/月
(4) 初期加算 (30 日間)	30 円/日
(5) 退院時共同指導加算	600 円/月
(6) 総合マネジメント体制強化加算 (I)	1,200 円/月
総合マネジメント体制強化加算 (II)	800 円/月
※算定要件に従い、(I) (II) のいずれかを請求します。	
(7) 生活機能向上連携加算 (I)	100 円/月
生活機能向上連携加算 (II)	200 円/月
(8) 認知症専門ケア加算 (I)	90 円/月
認知症専門ケア加算 (II)	120 円/月
(9) 口腔連携強化加算	50 円/回
(10) 介護職員処遇改善加算 I (令和 6 年 5 月分まで)	13.7%
(11) 介護職員等特定処遇改善加算 I (令和 6 年 5 月分まで)	6.3%
(12) 介護職員等ベースアップ等支援加算 (令和 6 年 5 月分まで)	2.4%
(13) 介護職員等処遇改善加算 (令和 6 年 6 月から)	

基本サービス費に各種加算減算を加えた 1 月当たりの料金に、算定要件に従い下記のいずれかを請求します。

I 24.5% II 22.4% III 18.2% IV 14.5%
V (1) ~ V (14) 22.1%~7.6%

(14) サービス提供体制加算	750 円/月
-----------------	---------

(15) 虐待防止措置を行っていない場合、下記の料金を減算します。

	訪問介護のみの場合	訪問看護付きの場合
要介護 1	54 円/月	79 円/月
要介護 2	97 円/月	124 円/月
要介護 3	161 円/月	189 円/月
要介護 4	204 円/月	234 円/月
要介護 5	247 円/月	283 円/月

(16) 業務継続計画未策定事業所

感染症や災害が発生した場合でも必要な介護サービスを継続的に向けた計画の策定や訓練、研修の実施を行わなかった場合、所定単位数から 100 分の 3 に相当する単位数を減算

※ただし、定期巡回・隨時対応型訪問介護看護サービスを利用した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定めた基準額の各利用者の負担割合に応じた額とします

【その他の費用】

- | | |
|---------------|-------------|
| (1) ケアコール端末機器 | 無料にて設置いたします |
| (2) 通信料 | 実費 |

※上記で掲げているもののほか、利用者が負担することが適当であるものは、その
実費とします。

【支払方法】

原則として金融機関口座からの自動引き落としでお願いいたします。

- ・振替日 毎月 26 日
- ・金融機関 銀行、信用金庫、農協、郵便局、労金等
- ・口座名義 本人又は家族
- ・手数料 無料
- ・手続等 金融機関届出印が必要です。振替依頼書は準備しております。

(別紙2)

個人情報の利用目的

(令和7年1月16日現在)

「金森会24時間ケアサービス（サテライト）」では、利用者の個人情報は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、事業所が得た利用者の個人情報については、事業所における介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又は代理人の了解を得ることとします。又、個人情報の利用目的については、以下のとおり定めます。

【利用者への定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に必要な利用目的】

〔事業所内部での利用目的〕

- ・当事業所が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当事業所の管理運営業務のうち
 - 利用開始・中止等の管理
 - 会計・経理
 - 事故等の報告
 - 当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当事業所が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - 利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等)、照会への回答
 - 利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - 検体検査業務の委託その他の業務委託
 - 家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - 保険事務の委託
 - 審査支払機関へのレセプトの提出
 - 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当事業所の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当事業所の管理運営業務のうち

一医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料

一当事業所において行われる学生の実習への協力

一当事業所において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

・当事業所の管理運営業務のうち

一外部監査機関への情報提供

定期巡回・隨時対応型訪問介護看護同意書

「金森会 24 時間サービス（サテライト）」を利用するにあたり、利用約款及び別紙 1、別紙 2 を受領し、これらの内容及び利用者負担に関して担当者による説明を受け、サービスを利用すること及びサービスを利用した場合にこれらの対価として事業者の定める料金を支払うことに同意します。又、サービス利用のために必要な場合は、市町村等への情報提供が行われることについても同意します。

令和　　年　　月　　日

〈利用者〉

氏名 _____

住所 _____

〈代理人〉

氏名 _____

住所 _____

連絡先 _____

携帯電話 _____

〈主治医〉

病院・医院名

医師名 _____

連絡先 _____

医療法人社団 金森会

理事長 金森 正周 殿